

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 号			
件 名	納入通知書兼領収証書等に、現金納付できる窓口を分かりやすく表示するとともに、窓口での現金受領を積極的に実施するよう求めることについて			
要 旨	<p>情報開示請求の写しの交付手数料の納付について、納入通知書兼領収証書を送付する際、新潟市指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関一覧（令和5年4月1日現在）を同封してもらえるようになりました。</p> <p>担当課に出納員、分任出納員を配置している場合は、納入通知書兼領収証書により、直接窓口で現金納付ができます。現状は、令和3年度の情報公開請求で見ますと、都市計画課は12件全てが窓口での現金納付ですが、財務企画課は6件全てが金融機関での納付です。請求者とすれば、窓口で現金納付ができれば、簡単で、便利です。金融機関での納付の場合、納付時間の制限があります。担当課によって対応にばらつきが見られます。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 出納員、分任出納員が配置されている担当課は、納入通知書兼領収証書を送付する際、直接、現金で納付できることを明記すること。</p> <p>2 担当課の職員は、金融機関での納付を優先することなく、現金でも受領することができることを教示すること。</p>			
付 託 年月日 委員会	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">令和5年9月7日</td> <td style="width: 15%; border: none;">第1項 第2項</td> <td style="width: 45%; border: none;">} 総務常任委員会</td> </tr> </table>	令和5年9月7日	第1項 第2項	} 総務常任委員会
令和5年9月7日	第1項 第2項	} 総務常任委員会		
受 理	令和5年8月25日 第325号			